

(特別管理)産業廃棄物処分業 許可申請書作成のための手引き

(令和6年6月改定版)

秋 田 県

この手引きは、秋田市を除く秋田県内で産業廃棄物の処分業の営業を行う場合に必要な許可申請を行うための手引きです。秋田市内で産業廃棄物の処分の営業を行う場合は、秋田市長の許可が必要です。

許可申請手続きにあたっての注意事項

1. この手引きは、法改正等により内容を随時更新します。利用の際は、最新のものであることを確認してください。
2. 秋田県知事の許可は、秋田県内で「産業廃棄物処分業」の営業を行う場合に限りま
す。秋田市内で営業を行う場合については、別に秋田市長の許可が必要です。
3. 許可申請は県の各保健所で受け付けます。
保健所へ来所される場合は、事前に電話等で予約をしてください。
郵送等による申請を希望する場合は、事前に電話等で担当者に連絡してください。
変更及び更新の許可申請は、新規許可申請を実施した県の保健所で受け付けます。
(県外業者の方の申請窓口については、2～3頁を御覧ください。)
4. 申請書の提出部数は1部ですが、保管用に控えを1部作成してください。
5. 更新許可申請は、許可の有効年月日の2か月前より受け付けます。
有効年月日の間近に申請を受理した場合、法の規定により許可が失効することはありませんが、更新後の新しい許可証が手元に無い期間が生じるおそれがあります。
期間に余裕をもって、概ね30日前までに申請してください。
6. 申請書を提出する前に、記入に漏れや誤りがないか確認してください。
また、申請書類の内容に疑問点がある場合など、追加資料の提出を求めることがあります。
7. 更新又は変更の許可申請にあたって、従前の申請内容に関する変更届出等の手続きが適正に行われていない場合は、不許可処分となる場合があります。
8. 不許可となった場合でも、申請手数料は返還しません。
9. 郵送による許可証の送付を希望する場合は、申請時に郵便物の配達状況を確認できる返信用封筒（角形2号、書留郵便料金相当分の切手貼付）やレターパック等を提出してください。
10. 更新、変更等に係る許可証を交付する際には、旧許可証を回収します。
許可証交付時には、必ず旧許可証を持参又は返送してください。

第 1 章 産業廃棄物処分業の許可について

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

(1) 秋田市を除く秋田県内で産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、秋田県知事の許可を受けなければなりません。

(2) 秋田市内で産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、秋田市長の許可を受けなければなりません。

(3) 施設区分別の処分業の許可の申請先について

施設所在地 又は 作業場所	施設が固定式施設の場合		施設が移動式施設の場合	
	秋田市を除く 秋田県内に 施設を設置 する場合	秋田市内に施設 を設置する場合	秋田市を除く 秋田県内で 作業を行う場合	秋田市内で作業 を行う場合
申請先	秋田県知事	秋田市長	秋田県知事	秋田市長

注) 1 移動式施設で、秋田市を除く秋田県内、秋田市、他の都道府県等のそれぞれで作業を行う場合、それぞれの処分業の許可が必要となります。

2 固定式施設の場合、原則として、複数の都道府県等の許可を取得することはできません。

○ 許可の有効期間は5年間です。ただし、更新許可申請の際に、優良事業者としての条件を満たす場合は、許可の有効期間が7年間となります。詳細は申請先の県の保健所にお問い合わせください。

○ 秋田県外で発生する産業廃棄物を秋田県内に搬入し処分する場合には、「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年12月秋田県条例第75号)」に基づく手続きが別途必要となります。

手続の窓口：秋田県生活環境部環境整備課 TEL 018-860-1625

第 2 章 産業廃棄物処分量の許可の申請窓口について

秋田県知事の許可を取得しようとする方は、次の窓口に申請してください。

- (1) 本店所在地又は住所(主たる事務所)が、秋田県内にある場合
主要な処理施設等の設置場所を管轄する県の保健所に申請してください。
ただし、移動式処理施設の場合は、駐機場所を管轄する県の保健所に申請してください。
 - (2) 本店所在地又は住所(主たる事務所)が、秋田県外にある場合
主要な処理施設等の設置場所を管轄する県の保健所に申請してください。
ただし、移動式処理施設の場合は、いずれの県の保健所においても申請が可能です。
- 「管轄する県の保健所」については、次ページの「許可申請窓口一覧」を御覧ください。
 - 変更許可申請、更新許可申請、各種届出については、前回、許可申請を行った県の保健所が窓口となります。

(参考)

秋田市長の許可を取得しようとする場合は、下記に相談してください。

[秋田市環境部廃棄物対策課]

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 TEL 018-888-5713

許可申請窓口一覧

市 町 村	管轄保健所（申請先）
大館市 鹿角市 鹿角郡小坂町	大館保健所（北秋田地域振興局大館福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-5601 大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1 TEL 0186-52-3954
北秋田市 北秋田郡上小阿仁村	北秋田保健所（北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 - 1 TEL 0186-62-1167
能代市 山本郡三種町、八峰町、藤里町	能代保健所（山本地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒016-0815 能代市御指南町 1 - 1 0 TEL 0185-52-4331
秋田市※ 男鹿市、潟上市 南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町、 大潟村	秋田中央保健所（秋田地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 1 7 2 - 1 TEL 018-855-5173
由利本荘市 にかほ市	由利本荘保健所（由利地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒015-0885 由利本荘市水林 4 0 8 TEL 0184-22-4121
大仙市 仙北市 仙北郡美郷町	大仙保健所（仙北地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒014-0062 大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2 TEL 0187-63-3694
横手市	横手保健所（平鹿地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒013-8503 横手市旭川 1 丁目 3 - 4 6 TEL 0182-45-6139
湯沢市 雄勝郡羽後町、東成瀬村	湯沢保健所（雄勝地域振興局福祉環境部） 環境指導課 環境・食品衛生班 〒012-0857 湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0 TEL 0183-73-6157

※ 秋田県知事の許可を取得しようとする場合に限りです。

第3章 申請書の添付書類について

許可申請書には、次の書類を添付してください。

	新規		更新・変更		添 付 書 類
	法人	個人	法人	個人	
①	○	○	○	○	事業計画の概要を記載した書類
②	○	○	△	△	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図等(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設を除く。)
③	○	○	△	△	②に掲げる施設の所有権(又は使用権限)を有することを証する書類 (例：土地登記簿謄本、売買契約書、建設機械登記簿謄本等)
④	○	○	△	△	産業廃棄物の中間処理を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処分方法を記載した書類
⑤	○	○	○	○	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録証の写し
⑥	○	○	○	○	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ・産業廃棄物処分量の許可講習修了証の写し
⑦	○	○	○	○	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
⑧	○		○		直前3年の各事業年度における次の書類 ア 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 イ 法人税の確定申告書の写し ウ 法人税の納税証明書(税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」)
⑨		○		○	資産に関する調書 直前3年の次の書類 ア 所得税の確定申告書の写し イ 所得税の納税証明書(税務署発行のもの「その1・納税額等証明用」)
⑩	○		○		定款又は寄附行為の写し 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書等)
⑪		○		○	住民票の写し(本籍地(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの。以下同じ。) 登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)
⑫	○	○	○	○	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
⑬		○		○	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人に係る次の書類 ア 住民票の写し イ 登記されていないことの証明書
⑭	○		○		役員(相談役、顧問等を含む。)に係る次の書類 ア 住民票の写し イ 登記されていないことの証明書
⑮	○		○		5/100以上の株主又は出資者に係る次の書類(⑫と重複する者は省略可) ア 住民票の写し イ 登記されていないことの証明書 ウ 法人現在事項全部証明書等(株主又は出資者が法人のとき)
⑯	○	○	○	○	申請者に政令で定める使用人がある場合は、その者に係る次の資料 ア 住民票の写し イ 登記されていないことの証明書
⑰	○	○	△	△	【特別管理産業物処分量に限り、感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。】 ア 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 イ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

○：必ず添付が必要。△：その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。

申請書の作成にあたっては、併せて、チェックリスト及び記入例も参考としてください。

○許可講習修了証の写し

許可講習会の修了者は、原則として、申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者、申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である必要があります。これら以外の者が講習を受講しようとする場合などはあらかじめ保健所に御相談ください。

○精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかどうかを審査するために必要と認められる書類

登記されていないことの証明書を求めています。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

○登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明）

証明書の発行手続きは、最寄りの法務局・地方法務局（支局・出張所含む。）にお尋ねください。なお、東京法務局のホームページからも御覧になれます。

（URL） http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

〔参考〕（R6.6月現在）

- ☐ 「（秋田）地方法務局」においては、直接窓口で手続きを行った場合に、発行されます。

〒010-0951 秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎

秋田地方法務局戸籍課 電話 018-862-6531（代表）

- ☐ 郵送で申請する場合は、「東京法務局」のみの取扱いとなります。

〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局 電話 03-5213-1234

○先行許可証

新規・更新・変更許可申請において、過去5年以内に先行許可証があり、かつ、先行許可に添付された住民票の写しの本籍等の記載事項に変更がない場合、先行許可証の提出により、⑪～⑬の書類の添付が不要です。

ただし、その際は住民票の写し（本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないもの）のコピーを添付し、許可申請の際は先行許可証の原本を提示してください（郵送等による申請の場合は、原本証明（押印あり）がなされたコピーを送付してください）。

また、添付を不要とした書類であっても、内容について確認する必要がある場合には追加書類の提出を求める場合があります。

○有価証券報告書

直前の事業年度（優良事業者においては直前の2事業年度）に係る有価証券報告書を添付した場合は、⑧及び⑩の書類を省略することができます。

○各種証明書等の有効期限

許可申請書に添付する各種証明書等（登記事項証明書、登記簿謄本、住民票の写し等）は、申請書提出前の3か月以内に発行されたものとしてください。

○優良事業者の確認

優良事業者に該当するとして更新許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。詳細については、申請先の窓口に御相談ください。

○申請手数料（R6.6月現在）

申請手数料の納付は、秋田県証紙をお願いします。なお、手数料は次のとおりです。

＜産業廃棄物処分業＞

- － 新規許可 100,000円
- － 更新許可 94,000円
- － 変更許可 92,000円

＜特別管理産業廃棄物処分業＞

- － 新規許可 100,000円
- － 更新許可 95,000円
- － 変更許可 95,000円

秋田県証紙は、各保健所内の「秋田県食品衛生協会支所」でも取り扱っていますので、申請にあたり現金を持参していただいても結構ですが、不在のがありますので事前に確認してください。
--

第4章 許可取得後の注意事項

次のいずれかに該当する場合には、その廃止又は変更の日から10日以内に届出をしなければなりません。（ただし、法人が名称又は役員等を変更したために登記事項証明書を添付する場合は30日以内です。）

- (1) 処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき。
- (2) 次の事項を変更したとき。

- ① 住所
- ② 氏名又は名称
- ③ 次に掲げる者
 - イ 法定代理人
 - ロ 法人の役員
 - ハ 法人の5/100以上の株主又は5/100以上の出資者
 - ニ 政令で定める使用人
- ④ 事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）
- ⑤ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
- ⑥ （特別管理）産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 保管する（特別管理）産業廃棄物の種類
 - ニ 処分等のための保管上限
 - ホ 保管の高さ
- ⑦ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物、廃石綿等を除く。）処分業者の使用人のうち処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者

なお、「事業範囲」を変更する場合には、変更許可が必要となります。

【事業範囲の変更】

- ① 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類を追加するとき。
- ② 処分の方法を追加するとき。

- 廃止・変更届出及び変更許可申請は、許可申請を行った県の保健所が窓口となります。
- 届出書及び申請書の様式は、各保健所に備え付けてあるほか、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の生活環境部環境整備課のページからダウンロードすることも可能です。
- 廃止・変更届出書は、郵送、電子メール又は「秋田県電子申請・届出サービス」によるインターネットを利用した電子届出による提出も可能です（事前にID登録が必要です）。郵送、電子メールによる届出を希望される場合は、事前に窓口となる保健所に連絡してください。電子届出の利用方法は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（下記URL参照）で確認してください。
(URL) <https://www.akita.lg.jp/pages/archive/55236>
(コンテンツ番号) 55236

(参考資料1)

欠格要件について

許可の申請をする者が次のいずれかに該当するときは、許可できませんので御注意ください。

また、欠格要件に該当するに至った場合は、2週間以内にその旨を届け出る必要があります。

①	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者
②	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
④	次のいずれか ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく処分 ・浄化槽法及び同法に基づく処分 ・大気汚染防止法及び同法に基づく処分 ・騒音規制法及び同法に基づく処分 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び同法に基づく処分 ・水質汚濁防止法及び同法に基づく処分 ・悪臭防止法及び同法に基づく処分 ・振動規制法及び同法に基づく処分 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律及び同法に基づく処分 ・ダイオキシン類対策特別措置法及び同法に基づく処分 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法に基づく処分 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。） に違反し、又は ・刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行） 第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫） 第247条（背任） ・暴力行為等処罰ニ関スル法律 の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑤	次のいずれか ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。） ・浄化槽法第41条第2項 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合には、その法人の役員^{*1}であった者で取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
⑥	次のいずれか

	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4又は第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。） ・浄化槽法第41条第2項
	の規定による許可の取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止等を届出した者で、当該届出の日から5年を経過しない者
⑦	⑤に規定する期間内に事業の全部の廃止等の届出があった場合において、⑤の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員 ^{※1} 若しくは政令で定める使用人 ^{※2} 又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人 ^{※2} であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
⑧	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（改善命令等不履行、立入検査拒否又は忌避等）
⑨	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑩	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの
⑪	法人でその役員 ^{※1} 又は政令で定める使用人 ^{※2} のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
⑫	個人で政令で定める使用人 ^{※2} のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの
⑬	暴力団員等がその事業活動を支配する者

※1 役員とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者（5/100以上の株主又は出資者）を含みます。

※2 政令で定める使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(参考資料 2)

廃棄物の種類

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③廃油	鉱物性油、動植物性油・潤滑油、絶縁油、淡緑油、切削油、溶剤、タールピッチ類等
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の被片、研磨くず、切削くず等
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生じるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によつて集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去によって生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用した木製パレット、こん包用木材
	⑮繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固化物)	

★事業の範囲の中に「石綿含有産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を含む場合は、記入例を参考に許可申請書にその旨を記載してください。

特別管理産業廃棄物の種類

- ・政令第2条の4第1号廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に限る。）
- ・政令第2条の4第2号廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・政令第2条の4第3号廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・政令第2条の4第4号（感染性廃棄物である汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、政令第2条第13号廃棄物）
- ・政令第2条の4第5号イ（廃PCB等）
- ・政令第2条の4第5号ロ（PCB汚染物）
- ・政令第2条の4第5号ハ（PCB処理物）
- ・政令第2条の4第5号ニ（廃水銀等）
- ・政令第2条の4第5号ホ（指定下水汚泥及びその処理物）

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること。
- ・政令第2条の4第5号ヘ（鉱さい及びその処理物）

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物の含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第5号ト（廃石綿等）
- ・政令第2条の4第5号チ（水銀若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサンを含むばいじん）
- ・政令第2条の4第5号リ（ばいじん又は燃えがら及びその処理物）

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第5号ヌ（廃油及びその処理物）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンの含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第5号ル（汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びその処理物）

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類の含有の有無を明記すること
- ・政令第2条の4第6号（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じ集塵施設で集められたばいじん）
- ・政令第2条の4第7号（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じるダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻）
- ・政令第2条の4第8号（輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたダイオキシン類を含む汚泥）
- ・政令第2条の4第9号（輸入された廃棄物のうち集塵施設で集められたばいじん）
- ・政令第2条の4第10号（輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む燃え殻）
- ・政令第2条の4第11号（輸入された廃棄物のうちダイオキシン類を含む汚泥）

（参考）令2条の4第5号に掲げる廃棄物を「特定有害産業廃棄物」という。

**(特別管理) 産業廃棄物処分業申請書及び添付書類
チェックリスト**

(申請書関係)

	項 目	確認
	申請書は正本 1 部作成されているか。(自らの控えは別途作成してください。)	
	申請者若しくは行政書士が直接来所(行政手続代行または行政手続代理)または郵送若しくは電子メールで申請しているか。	
	行政手続代行の場合は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、行政書士名を記名して職印が押印されているか。また、行政手続代理の場合は、包括代理を内容とする委任状が添付されているか。(行政書士法)	
	申請手数料分の秋田県証紙が添付されているか。	
	申請書は定められた様式を使用しているか。(規第 10 条の 4、規第 10 条の 16)	
	(1) 申請者の住所、氏名等が記載されているか。(氏名の記載については、記名又は申請者本人の署名のどちらでもよい。)	
	(規第 10 条の 4 第 1 項第 1 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 1 号)	
事業 範囲	処分方法毎に区分して取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類が全て記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 2 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 2 号)	
	取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類は適切か。	
	施設の能力からみて、取扱うことができない廃棄物が含まれていないか。 (規第 10 条の 5 第 1 項第 1 号、規第 10 条の 17 第 1 項第 1 号)	
所 在 地	事務所：業に関する事務を行っている場所が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 3 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 3 号)	
	事業場：事業を行っている場所が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 3 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 3 号)	
施 設 の 種 類	事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)を記載しているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 4 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 4 号)	
	産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 5 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 5 号)	
番 号	既に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可番号(許可を申請している場合は、申請年月日)が全て記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 8 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 8 号)	
保 管	保管を行う場合には、保管の場所の所在地、面積及び保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さが記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 6 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 6 号)	
	(2) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載しているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 7 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 7 号)	
	(3) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 9 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 9 号→規第 9 条の 2 第 1 項第 7 号)	
	(4) 申請者が法人である場合には、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員(相談役等を含む)の氏名及び住所が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 9 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 9 号→規第 9 条の 2 第 1 項第 8 号)	
	(5) 申請者が法人にある場合において、発行済み株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 9 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 9 号→規第 9 条の 2 第 1 項第 9 号)	
	(6) 申請者に令第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所が記載されているか。 (規第 10 条の 4 第 1 項第 9 号、規第 10 条の 16 第 1 項第 9 号→規第 9 条の 2 第 1 項第 10 号)	

項	目	確認
1.	事業計画の概要を記載した書類が添付されているか。 (規第10条の4第2項第1号、規第10条の16第2項)	
	(1) 事業の全体計画が記載されているか。	
	(2) 事業の目的を記載しているか。	
	(3) 廃棄物処理施設の構造に関しての事項が記載されているか。	
	(4) 廃棄物処理施設の維持管理に関しての事項が記載されているか。	
	(5) 処分する(特別管理)産業廃棄物の種類や処分方法について記載がされているか。 廃棄物の種類毎の受託見込み(業種、事業場名等)が記載されているか。 (県外物の取り扱いについては事前協議が必要となる旨を理解しているか。) 処分(処分のための保管)の具体的な方法(廃棄物の種類、性状、有害物質の有無の確認方法、 飛散、流出、悪臭、振動、騒音防止対策等)、及び処分体制(施設の概要、作業人員、保守点 検、維持管理、従業員数)について記載しているか。 その他、環境保全のために講ずる措置は記載されているか。	
2.	事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに施設付近の見 取り図を添付しているか。また、最終処分場の場合、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明ら かにする書類及び図面が添付されているか。(設置許可を受けているものを除く。) (規第10条の4第2項第2号、規第10条の16第2項)	
	(1) 事業計画等と整合性が取れているか。	
	(2) 図面は日本産業規格等の製図の通則に従ったものか。	
	(3) 設計計算書の計算式、使用数値の根拠、出典等が明確となっているか。	
	(4) 図面上での施設の使用が明確になっているか。	
	(5) 取り扱う廃棄物の種類毎に適切な処理施設を有しているか。	
	(6) 保管施設を有する場合には、(特別管理)産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透 し、並びに悪臭が発散しない措置を講じているか。また、事前協議書の内容と同じか。	
3.	施設の所有権(又は使用権原)を有することを証する書類を添付しているか。 (規第10条の4第2項第3号、規第10条の16第2項)	
	(1) 土地の場合: 不動産登記簿謄本等(賃貸の場合、賃貸契約書写しも)を添付しているか	
	(2) 建設機械の場合: 建設機械を個別に判別できるための情報を記した書類の写し等(車検証の 写し、又は、製造機種、製造番号等に関する情報) 売買契約書又は賃貸契約書及び支払い状況を証明する書類 建設機械抵当法に基づく登記を行っている場合、その謄本	
	(3) 建築物の場合: 売買契約書又は賃貸契約書及び支払い状況を証明する書類 不動産登記を行っている場合、不動産登記簿謄本、又は、建築確認済証の 写し	
	(4) その他構造物等: 売買契約書及び支払い状況を証明する書類など	
4.	(特別管理)産業廃棄物の中間処理を業として行う場合には、当該処分後の(特別管理)産業 廃棄物の処理方法を記載した書類が添付されているか。 (規第10条の4第2項第4号、規第10条の16第2項)	
	(1) 処理方法は、廃棄物処理法に違反していないか。	
	(2) 中間処理後に発生する廃棄物として適切な想定がされているか。	
5.	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行っている場合には、海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律第13条に規定する登録済証の写しを添付しているか。 (特別管理産業廃棄物は除く。)(規第10条の4第2項第5号)	

項 目		確認
6. 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類が添付されているか。 (規第10条の4第2項第6号、規第10条の16第2項)		
修了証 写し 関係	(1) (特別管理) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すると認められる者であることを説明する書類が添付されているか。	
	新 規 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関する新規許可講習の修了証の写しが添付されているか。 (注: 申請前5年以内に受講しているか)	
	変 更 講習修了者に変更がない限り、直近の新規又は更新申請時に添付した修了証の写しと同じ修了証の写しが添付されているか。(注: 講習修了者が変更している場合は変更後の修了証を添付)	
	更 新 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関する新規又は更新許可講習の修了証の写しが添付されているか。 (注: 新規講習の場合は申請前5年以内、更新講習の場合は許可期限切れ前2年以内に受講しているか)	
	(2) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が受講しているか。	
	(3) 申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が受講しているか。	
	(4) 講習修了者が事業場の代表者であるときは、それを証明する書類が添付されているか。 (組織図の添付、代表者であること及び代表者の職務内容の証明等が必要となります。)	
7. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類が添付されているか。 (銀行の貸し付け決定書等を求める場合もあります。) (規第10条の4第2項第7号、規第10条の16第2項)		
8. 申請者が法人の場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記票(確定申告書に添付のもの)並びに法人税の納付すべき額及納税済額を証する書類(確定申告書の写し、納税証明書)が添付されているか。 →経理的基礎を確認できない場合(債務超過等)は、勘定科目明細や事業改善計画書(根拠書類含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求める場合があります。 (規第10条の4第2項第7号、規第10条の16第2項→規第10条の4第2項第6号)		
9. 申請者が個人の場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し、納税証明書)が添付されているか。 →必要に応じて、資産に関する調書内容の詳細、事業改善計画書(根拠書類含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求める場合があります。 (規第10条の4第2項第7号、規第10条の16第2項→規第10条の4第2項第7号)		
10. 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書(現在事項全部証明書等)が添付されているか。 (規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第8号)		
11. 申請者が個人の場合には、その住民票の写し(本籍地(外国人にあっては国籍等)の記載のあるものとし、マイナンバーの記載がないものに限るものとする。以下同じ。)及び)登記されていないことの証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書。以下同じ。)が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第9号)		
12. 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることの誓約書を添付しているか。(規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第10号)		
13. 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに登記されていないことの証明書が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第11号)		

項	目	確認
14.	申請者が法人の場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（相談役、顧問、経営に関し、役員と同等以上の権限を有するもの等を含む）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第12号)	
15.	申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には登記事項証明書）が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第13号)	
16.	申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書が添付されており、申請書に記述されているものと一致しているか。 (規第10条の4第2項第8号・規第10条の16第2項→規第9条の2第2項第14号)	
17.	以下の書類が添付されているか。（特別管理産業廃棄物処分業に限り、感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。） (規第10条の16第3項)	
	(1) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
	(2) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類	
全体で矛盾はないか。（特に事業計画の矛盾について注意してください。）		

(備 考)

○ 新規申請の場合の留意事項

新法人を設立して申請する場合（納税に関する書類がない場合等）、収支計画書などの経理関係書類を求めることがあります。

○ 更新申請の場合の留意事項

許可更新の場合、添付書類のうち2から3までの書類は、その内容に変更がない限り、添付をする必要がありません。

また、優良事業者該当者として更新許可申請を行う場合は、上記以外にも添付書類が必要となります。詳細については、申請先の窓口に御相談ください。

○ その他の注意事項

- ・許可申請書に添付する各種証明書等（登記されていないことの証明書、法人登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書等）は、申請書提出前の3か月以内に発行されたものとしてください。
- ・申請手数料の納付は秋田県証紙をお願いします。秋田県証紙は、各保健所内の「秋田県食品衛生協会支所」でも取り扱っていますので、申請にあたり現金を持参していただいても結構ですが、不在の時がありますので事前に確認してください。
- ・必要に応じて、申請後、貸借対照表及び損益計算書の各科目の細目、事業改善計画書(根拠書類を含む)、取引状況を記載した書類等の提出を求める場合があります。
- ・申請を受け付けた場合でも、申請内容等により、不許可となる場合があります。
(例えば、追加提出書類を忌避等により提出しなかった場合、経理内容に著しく問題がある場合、立入検査を拒否又は忌避等している場合、報告や届出の提出を怠っていた、虚偽の報告や届出を行っていた場合など)
- ・精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として、登記されていないことの証明書を求めています。また、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

※ 令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、規：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(特別管理) 産業廃棄物処分業
許可申請書及び添付書類様式集

様式第八号(第十条の四関係)

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
申請者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍		
		住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住所			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍		
		住所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名称	住所			
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍		
	役職名・呼称	住所		
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍		
	役職名・呼称	住所		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第十四号(第十条の十六関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
年 月 日	
(あて先) 秋田県知事	
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。))を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役 職 名・呼 称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分 方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び 所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分 方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び 所在地
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

3. 施設の概要（許可対象外の処理施設）

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力(最終処分場の場合は規模)	
処理対象の(特別管理)産業廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	
※注：記載しきれない場合は、別添としてください。	

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令で第6条の1 0で準用する第4 条の7に定める 使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

- 1 役員以外の使用人等は、原則として申請者と雇用関係にあることが必要です。雇用関係にない場合、「委託基準違反」等に問われる場合があります。
- 2 従業員数の記載方法が不明の場合は、組織図を作成の上相談してください。
- 3 記載しきれない場合は、別添としてください。

処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の （特別管理） 産業廃棄物の 種類		
発生量 (t/月又はm ³ /月)		
処理方法	1 自己処理、委託処理の状況	
	自己処理	(処分場所)
		(処分場所連絡電話番号)
	委託処理 (売却 含む)	(処分業者名)
		(処分業者住所)
		(処分業者連絡電話番号)
		(処分場所所在地)
		(処分場所連絡電話番号)
	2 処理状況 （１）埋立処分、海洋投入処分、中間処理、売却の別 （２）中間処理、売却の場合は具体的な方法	

備考１） 処分後の（特別管理）産業廃棄物の種類毎に別葉にして記載してください。

備考２） 処理方法別に別葉にして記載してください。

備考３） 脱法的な売却は、法に違反しますので留意願います。

5. 環境保全措置の概要

(各施設ごとに講ずる措置について記載)

使用設備、使用重機、使用容器等写真貼付用紙

設備、使用重機
容器名称等

(写真 1)

- ・ 全体が明確になる写真
（前部、側部、上部、内部等の写真）
- ・ 重機等の場合は、機種が明確になる写真
- ・ 重機等の場合は、製造番号等が明確になる写真

(写真 2)

(写真 3)

1 事業開始にあたり資金を必要とする場合

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資金の総額		
	土 地	
	事務所	
	施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

2 事業開始にあたり資金を必要としない場合（その理由を記述してください）

（注意事項）

- 1 又は2のいずれか該当するものに○をして、必要事項を記入してください。
- 2 事業の開始に要する資金の内容とは、事業の要に供する施設、資材の取得費用、施設に付随した経費（調査費、測量費、設計委託料、許認可費用、人件費、税、消耗品等）、当座の運転資金等のことです。
それぞれの内容と金額を項目ごとに区分して記載してください。
- 3 記載内容によっては、追加資料の提出を求めることがあります。

資 産 に 関 す る 調 書			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(注意事項)

- 1 この調書は、申請者が個人の場合のみ作成してください。
- 2 土地、建物等の価格は評価額等により記入してください。（税申告のものと一致するようにしてください。）
- 3 固定資産証明書を添付してください。（証明書は市町村で発行しています。固定資産がない場合でも証明書は必要となります。）（日本産業規格 A列4番）

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物
許可申請書及び添付書類様式集
[記入例]

様式第八号(第十条の四関係)

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 秋田県知事	
申請者	
住 所 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号	
氏 名 株式会社秋田産廃	
代表取締役 秋田 太郎	
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	別紙のとおり
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 電話番号 別紙のとおり
	事業場 電話番号 別紙のとおり
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	別紙のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名		許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	
	〇〇県		〇〇〇〇〇△△△△△△	
	〇〇県		〇〇年△△月××日申請	
申請者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
かぶしがいいしやあきた さんばい 株式会社秋田産廃	秋田県秋田市山王四丁目1番1号			
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
		住 所		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称	住 所			
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役 職 名・呼 称	住 所		
役員(申請者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所		
	役 職 名・呼 称	住 所		
あきた たろう 秋田 太郎	昭和20年4月1日	秋田県秋田市山王四丁目1番		
	代表取締役	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号		
おおだて じろう 大館 次郎	昭和21年5月1日	秋田県大館市〇〇町〇番		
	取締役	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号		
ほんじょう はなこ 本荘 花子	昭和22年6月1日	秋田県由利本荘市〇〇町〇番		
	監査役	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号		
よこて さぶろう 横手 三郎	昭和23年7月1日	秋田県横手市〇〇町〇番		
	顧問	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	200,000 株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
あきた たろう 秋田 太郎	昭和20年 4月1日	100,000	秋田県秋田市山王四丁目1番	
		50%	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	
おおだて じろう 大館 次郎	昭和21年 5月1日	50,000	秋田県大館市〇〇町〇番	
		25%	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
あきた いちろう 秋田 一郎	昭和50年4月1日	秋田県秋田市山王四丁目1番	
	秋田支店長	秋田県秋田市〇〇町〇番〇号	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

大仙市の〇〇製造工場等から発生する汚泥を、脱水機で含水率85%以下に脱水する。
脱離液は生物処理を行い、下水道に放流し、脱水ケーキは〇〇に委託して最終処分を行う。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び運搬量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	汚泥	脱水	50m ³ /月	泥状	〇〇市〇〇2-2
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載してください。

3. 施設の概要（許可対象外の処理施設）	
処理施設の種類	スクリープレス式加圧脱水機
設置場所	〇〇市〇〇3-3
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力(最終処分場の場合は規模)	8 m ³ /日（8時間） 1 m ³ /時
処理対象の産業廃棄物の種類	汚泥
処理施設の処理方式 構造及び設備の概要	〔スクリープレス式脱水機（〇〇社A B 400）〕 - スクリープレス式加圧脱水処理 前処理後の汚泥をスクリーコンベアーの回転により前方に送りながら、回転刃と壁面の間で加圧し脱水する。 - 主要設備 自動スクリーン 1組（2台） 調整槽 40 m³ 浮上分離槽 30 m³ 凝集沈殿槽 30 m³ 汚泥濃縮槽 30 m³ 脱水機 1 m³/時間 ホッパー 3 m³ ※ 詳細は別紙処理工程表及び図面のとおり
放流水の水質等	別紙のとおり
その他環境保全対策	- 脱臭装置 化学脱臭 3 基（40 m³/分） 活性炭脱臭 3 基（40 m³/分） 処理能力（50 m³/日） - 排水処理設備 調整槽，好気性ばっき槽，嫌気槽，沈殿槽，中和槽，放流槽 ※ 詳細及びその他の対策については，設備一覧及び図面のとおり
※注：記載しきれない場合は、別添としてください。	

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

ア 処理の概要

搬入された汚泥を受入れ槽に投入する。スクリーンで夾雑物を取り除いた後に凝集剤を添加する。
スクリーンプレス式脱水機で、加圧脱水し、含水率 85 % 以下とする。脱水ケーキは委託して最終処分（埋立）する。

イ 処分業務を行う時間

営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 作業時間 午前 9 時～午後 5 時（8 時間）
休業日 第 2・4 土曜日、日曜日、祝祭日、旧盆、年末年始

ウ 社内体制

処理責任者〇〇 現場責任者〇〇 現場作業員〇〇， 〇〇
運転手〇〇 事務取扱者〇〇

エ 事務管理体制

役員の〇〇を事務処理の総括責任者とする。
事務実務担当者 2 名を配置し、業務上の事務手続き（受託・委託契約、マニフェスト処理等）及び行政に対する事務手続き（年報・維持管理報告等）を担当させる。

オ 従業員に対する社内教育体制

産業廃棄物の処理業の許可申請に関する講習会を受講した取締役〇〇に社内教育を担当させる。許可取得までに、産業廃棄物処理担当職員を対象とした産業廃棄物の処理に関する講習会を開催する。許可取得後は社内教育計画に基づき、定期的（月 1 回以上）に社内講習会を開催して、廃棄物の適正処理及び場内の安全管理を図る。

カ 維持管理体制及び維持管理計画

別紙のとおり

キ 処理フロー

別紙のとおり

ク 取扱う産業廃棄物の受託体制とチェック体制

別紙詳細のとおり

ケ 処理後の廃棄物の保管

脱水処理後に発生した脱水ケーキは、ホッパーに一時的にストックするが、速やかに最終処分場に搬出する。廃棄物の保管は原則的に行わない。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第 6 条の10 で準用する第 4 条の 7 に定める 使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
4 人	1 人	0 人	3 人	6 人 (1名役員 兼ねる)	6 人 (1名役員 兼ねる)	5 人	23 人

- 役員以外の使用人等は、原則として申請者と雇用関係にあることが必要です。雇用関係にない場合、「委託基準違反」等に問われる場合があります。
- 従業員数の記載方法が不明の場合は、組織図を作成の上相談してください。
- 記載しきれない場合は、別添としてください。

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業 廃棄物の種類	汚泥（含水率 85%未満）	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	1 6 0 t / 月	
処理方法	1 自己処理、委託処理の状況	
	自己処理	(処分場所)
		(処分場所連絡電話番号)
	委託処理 (含む 売却)	(処分業者名)
		秋田県環境保全センター
		(処分業者住所)
		秋田県大仙市〇〇〇
		(処分業者連絡電話番号)
		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		(処分場所所在地)
秋田県大仙市〇〇〇		
	(処分場所連絡電話番号)	
	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
2 処理状況		
(1) 埋立処分、海洋投入処分、中間処理、売却の別		
埋立処分		
(2) 中間処理、売却の場合は具体的な方法		

備考 1) 処分後の（特別管理）産業廃棄物の種類毎に別葉にして記載してください。

備考 2) 処理方法別に別葉にして記載してください。

備考 3) 脱法的な売却は、法に違反しますので留意願います。

5. 環境保全措置の概要

(各施設ごとに講ずる措置について記載)

(1) 中間処理施設において講ずる措置

①飛散・流出防止

処理能力及び保管能力を超える廃棄物は受け入れない。

また、処理施設の搬入口は、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、施設内で漏出事故が起きても施設外に流出しないようにする。

②悪臭の防止

悪臭の発生源に防臭剤を散布し、悪臭が発生しないようにするとともに、搬入搬出以外は常に扉を閉じておき、臭気が漏出しないようにする。

施設設置の建物に脱臭装置を設置し臭気を取り除く。

③騒音の防止

脱水処理施設の騒音発生源に防音装置を取り付ける。また、建物全体を遮音するために防音装置を取り付ける。

④振動の防止

特に振動の発生はないが、脱水機の基礎に振動防止ゴムを設置し振動の防止をする。

⑤排水処理（生活環境への対策）

脱水処理施設から発生する排水は、施設内に設置してある水処理施設で処理した後、公共下水道に放流する。

⑥その他（生活環境への対策）

場内及び搬入道路を常に清掃し、清潔に保持に努める。

搬入搬出及び作業時間は午前8時30分から午後5時までとし、時間外の作業及び車両の搬入は行わない。

(2) 保管施設において講ずる措置

脱水処理施設及び脱水処理後の貯留ホッパーは、屋内に設置しており、脱臭装置を設置し臭気を取り除く。ホッパーに貯留している脱水汚泥は、毎日最終処分場に運搬し、脱水ケーキの保管は行わない。

1 事業開始にあたり資金を必要とする場合

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	24,500	
	土 地	購入費 6,000
	事務所	造成費 2,500 建設費 5,000
	施 設	購入費 (タンク車、バン) 2,000
		造成費 2,000 建設費 4,000
	看板制作費	400
	事務費	600
調達方法	自 己 資 金	5,000
	借 入 金	19,500
	(借入先名)	
	○×銀行	19,000
	△□銀行	500
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

2 事業開始にあたり資金を必要としない場合 (その理由を記述してください)

(注意事項)

- 1又は2のいずれか該当するものに○をして、必要事項を記入してください。
- 事業の開始に要する資金の内容とは、事業の要に供する施設、資材の取得費用、施設に付随した経費 (調査費、測量費、設計委託料、許認可費用、人件費、税、消耗品等)、当座の運転資金等のことです。
それぞれの内容と金額を項目ごとに区分して記載してください。
- 記載内容によっては、追加資料の提出を求めることがあります。

資 産 に 関 す る 調 書 ○○年○月○日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券	(株) ○×の株式	1, 0 0 0 (株)	1 0 0
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地、駐車場土地	1 1 0 m 2	2 0, 0 0 0
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8 1, 0 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

(注意事項)

- 1 この調書は、申請者が個人の場合のみ作成してください。
- 2 土地、建物等の価格は評価額等により記入してください。（税申告のものと一致するようにしてください。）
- 3 固定資産証明書を添付してください。（証明書は市町村で発行しています。固定資産がない場合でも証明書は必要となります。）（日本産業規格 A列4番）

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イから
へのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 秋田県知事

申請者

住 所 秋田県秋田市山王4丁目1番1号

氏 名 株式会社 秋田産廃
代表取締役 秋田太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)